

## 川崎市 広告募集説明書（印刷物広告媒体資料）

<b>募集件名</b>	川崎市立図書館利用者配布用カレンダー広告 (令和3年10月～令和4年3月まで全13館分)			
<b>募集の内容</b>	川崎市立図書館(地区館7館、分館等6館)において利用者に対し配布している、全13館分の図書館カレンダーの表面下部に掲載する広告の募集です。 本事業では、図書館カレンダーへの広告掲載を条件に、全13館分の図書館カレンダーを無償で図書館に納付いただくこととしており、広告主となる業者様を募集します。 別添「広告掲載仕様書」も合せてご確認ください。  広告の掲載をご希望の事業者様又は広告代理店様は、別添「広告掲載申込書」「役員等氏名一覧表及び同意書」に広告原稿案を添えて、申込期間内必着でご提出ください。			
<b>発行部数</b>	全館合計で72,000枚			
<b>申込対象</b>	広告掲載を希望する事業者様又は広告代理店様			
<b>申込資格</b>	<p>(1) 「川崎市広告掲載要綱」及び「川崎市広告掲載基準」(以下「要綱等」という。)に規定する規制業種・事業者でないこと。</p> <p>(2) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者。</p> <p>(3) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当し、2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。</p> <p>(4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱に基づく指名停止措置を受けていない者。</p> <p>(5) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第2条に規定する暴力団、暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者ではないこと。</p>			
<b>選定基準</b>	先着順により選定します。			
<b>募集についての説明</b>	この募集に関して具体的な説明を希望する場合は、次のとおりお問い合わせください。			
	期間	から	令和3年6月30日17時	まで
	方法	下記担当あて、来庁、電話、メール等でお問い合わせください。		
<b>申込み</b>	この募集に関する申込みの提出期限等は次のとおりです。			
	期間	から	6月30日17時まで	
	方法	下記担当まで、直接又は郵送にて		
<b>担当部署</b>	教育委員会事務局生涯学習部中原図書館広告事業担当			
	住所	〒211-0063 川崎市中区小杉町3-1301 武蔵小杉西街区ビル		
	電話・FAX	電話	044-722-4932	FAX 044-733-7524
	eメール	88nakato@city.kawasaki.jp		

【添付資料】  なし  あり

(広告掲載仕様書、広告掲載申込書、役員等氏名一覧表及び同意書、川崎市立図書館利用者配布用カレンダー広告取扱要領、川崎市立図書館資料収集要綱)

川崎市広告掲載要綱及び川崎市広告掲載基準は、川崎市ホームページでご覧になれます。

(広告第2号様式)

## 広告掲載仕様書(印刷物広告媒体資料)

### 1 印刷物の概要

<b>名称</b>		川崎市立図書館利用者配布用カレンダー広告(令和3年10月～令和4年3月・全13館分)	
<b>規格</b>	<b>判型等</b>	・寸法:縦9.1cm、横5.5cm ・用紙:上質紙(四六版1,000枚で135kgのもの) ・表示色:表2色、裏1色(広告を除く)	
	<b>ページ</b>	2	
<b>発行部数</b>		全館合計で72,000枚	
<b>発行頻度</b>		年2回	
<b>発行日</b>		—	
<b>配付期間</b>		カレンダーに表示された期間など	
<b>配付エリア</b>		川崎市立図書館の地区館7館、分館等6館	
<b>配付対象者</b>		図書館来館者(令和元年度中の全館合計の月間平均来館者数:321,791名)	
<b>内容等</b>		川崎市立図書館(地区館7館、分館等6館)において利用者に対し配布している、全13館分の図書館カレンダーの表面下部に掲載する広告の募集です。 本事業では、図書館カレンダーへの広告掲載を条件に、全13館分の図書館カレンダーを無償で図書館に納付いただくこととしています。	
<b>配付方法</b>		全利用者を対象とした配布物として各館内に設置(原則として自館分のみ設置)	
<b>発行元</b>		教育委員会事務局生涯学習部中原図書館	



### 2 掲載可能な広告

掲載面・位置	スペース(縦×横)	枠数	色数	広告料(1枠・税抜)
図書館カレンダー表面下部 ※右上「広告掲載イメージ」参照	縦1.7cm、横4.5cm以内	1	指定なし(ただし川崎市広告掲載基準に準じて作成すること)	—

<b>広告掲載が望ましくない業種・内容</b>	・広告掲載の可否等については、川崎市広告掲載基準に基づくこととします。 ・この他、川崎市立図書館資料収集要綱第7条に定める、図書館では収集しない出版物等の広告は掲載できません。 ・広告の内容については、図書館のイメージを損なわないものとしてください。		
<b>入稿締切</b>	—	<b>入稿形態</b>	—
<b>留意事項</b>	※川崎市広告掲載要綱、川崎市広告掲載基準及び川崎市立図書館利用者配布用カレンダー広告取扱要領を遵守してください。 ※広告原稿内に、広告である旨を明記してください。 ※この他、図書館カレンダーの作成スケジュールなどの詳細については、市立図書館HPトップページ左下の「広告の募集について」をクリックの上、カレンダー広告に関する記事をご覧ください。		